平成２３年（フ）第１７３０５号
埼玉県所沢市大字牛沼317―２　メープルタウンＢ―103
破産者　渡部　和雄
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３０８号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町5812―９―４―202
破産者　宮本　正弘
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３４６号
東京都墨田区錦糸１丁目２―５―1004
破産者　井上　雅生
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３６４号
東京都町田市図師町615―７
破産者　市川　　隆
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４０１号
東京都八王子市長房町588　長房アパート西26―102
破産者　武田　和義
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４１５号
千葉県千葉市稲毛区稲毛東６丁目８―21―310
破産者　濱崎　裕史
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４２９号
東京都三鷹市下連雀６丁目６―32
破産者　畔上　朋美（旧姓前田）
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５６号
神奈川県横浜市青葉区榎が丘45―52　サニータウンＣ―102
破産者　長尾　淳子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６０号
東京都港区六本木７丁目12―22　第一八千代マンション401
破産者　正田　裕己
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４８５号
埼玉県さいたま市岩槻区本町１丁目８―12―202
破産者　林　　則之
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１０号
埼玉県川口市桜町２丁目７―34
破産者　河野　悦芳
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１３号
千葉県千葉市中央区青葉町1233―12
破産者　鈴木　　博
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６３３号
東京都台東区根岸２丁目13―３―301
破産者　大野小夜子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６４６号
東京都府中市武蔵台３丁目20―４
破産者　青山　陽一
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５２号
三重県津市東丸之内８番３号
破産者　株式会社ミエ・フード
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３６３号
埼玉県川口市並木３丁目15番７―1206号レクセルプラザ西川口
破産者　株式会社インプレッション
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９１号
埼玉県上尾市五番町15番地16
破産者　株式会社クールジェット
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４７６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町190―１―810
破産者　藤原　史利
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４８９号
東京都江戸川区中葛西３丁目１―15―303、開始決定時の住所東京都江戸川区西葛西６丁目６―８―206
破産者　糸数　康弘
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３４号
相模原市中央区淵野辺２丁目20番５号
破産者　株式会社アサト
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４０号
石川県羽咋郡志賀町富来牛下ルの１番地の１
破産者　株式会社能登金剛センター
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部